

○開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に 関する事務処理等の標準について

昭和六十一年四月二十八日 六一保記第四〇号

文化庁文化財保護部記念物課長から 各都道府
県教育委員会教育長あて通知

このたび、宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、建設省と協力して別添「開発と文化財の取扱いについての調整、調査等に関する事務処理等の標準」（以下「標準」という。）を取りまとめました。

この標準は、主として宅地開発事業者に対し埋蔵文化財への早期の対応を促すものであり、今後、建設省は、宅地開発事業に伴い埋蔵文化財の取扱いについて、この標準を参考とするよう都道府県の土木部局等を通じて事業者を指導することになります。

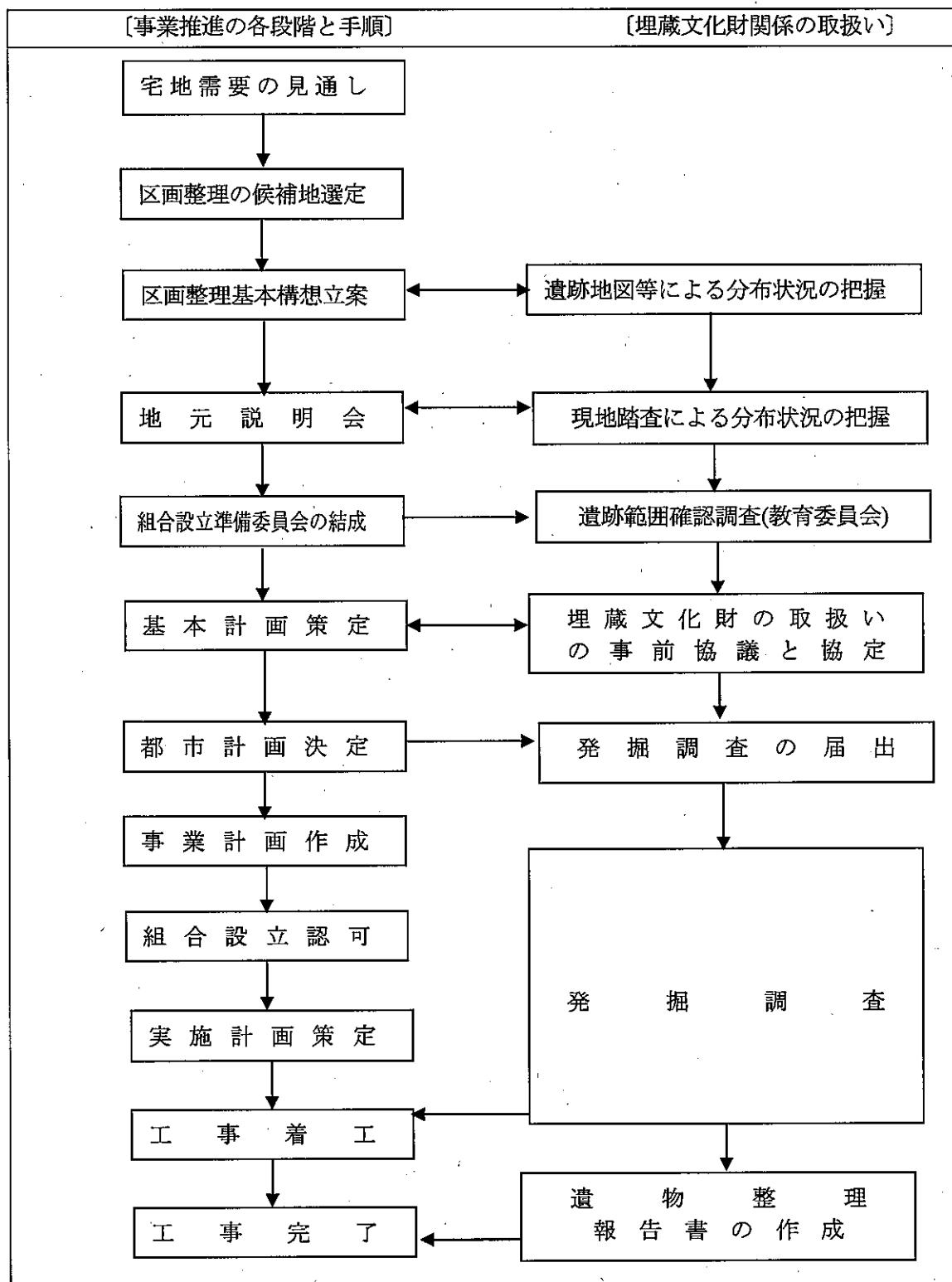
については、貴職においても、宅地開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについては、従前の通知によるとともに、今後、この標準を参考にしてください。

おつて、貴管下各市町村教育委員会に対し、この趣旨の徹底を図ることも、適切な指導をお願いします。

別添

開発と文化財の取扱いについての
調整、調査等に関する事務処理等の標準

(1) 組合等施行土地区画整理事業



(2) 都市計画法第 29 条の許可に係る宅地開発事業

